

「慶良間諸島国立公園（仮称）の特別地域内において許可を受けなければ採取し、又は損傷してはならない高山植物その他これに類する植物を指定する件」（環境省告示）（案）の意見募集（パブリックコメント）の実施結果について

1．意見募集方法の概要

（1）意見募集の周知方法

環境省ホームページにて掲載、記者発表（プレスリリース）、資料の配付

（2）意見提出期間

平成25年8月22日（木）～平成25年9月20日（金）までの30日間

（3）意見提出方法

郵送、ファックス、電子メール

（4）意見提出先

環境省 自然環境局 国立公園課

那覇自然環境事務所 国立公園・保全整備課

2．意見募集の結果

（1）意見の提出数

・郵送によるもの 0通

・ファックスによるもの 0通

・電子メールによるもの 0通

（2）意見の延べ総数 0件

3．今後の予定

平成26年 3月 官報告示